

障 発 0 5 2 8 第 1 号
平成 2 5 年 5 月 2 8 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害者支援施設等指導監査指針の一部改正について

障害者支援施設等に係る指導監査の実施について（平成 1 9 年 4 月 2 6 日障発第 0 4 2 6 0 0 3 号本職通知）の別添「障害者支援施設等指導監査指針」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので通知する。

(別紙)

障害者支援施設等指導監査指針新旧対照表

(下線部が改正部分)

改 正 後			現 行		
別添 障害者支援施設等指導監査指針			別添 障害者支援施設等指導監査指針		
1 目的 この指導監査指針は、都道府県知事、指定都市市長および中核市市長が、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第70条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第85条および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第46条第1項の規定に基づき、障害者支援施設および児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターに限る。以下同じ。）（以下「障害者支援施設等」という。）の長に対して行う指導監査に関する基本事項を定めることにより、適正な事業運営及び施設運営を図ることを目的とする。			1 目的 この指導監査指針は、都道府県知事、指定都市市長および中核市市長が、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第70条、 <u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）</u> 第85条および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第46条第1項の規定に基づき、障害者支援施設および児童福祉施設（ <u>知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設および重症心身障害児施設</u> に限る。以下同じ。）（以下「障害者支援施設等」という。）の長に対して行う指導監査に関する基本事項を定めることにより、適正な事業運営及び施設運営を図ることを目的とする。		
2～4 (略)			2～4 (略)		
別紙 障害者支援施設等の主眼事項及び着眼点			別紙 障害者支援施設等の主眼事項及び着眼点		
主眼事項	着眼点	根拠法令等	主眼事項	着眼点	根拠法令等
第1 適切な利用者支援の確保	施設のサービスについて、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。 施設の管理の都合により、利用者の生活を不当に制限していないか。	平18厚令177第3条第2項 昭23厚令63第2条、 <u>第5条</u>	第1 適切な利用者支援の確保	施設のサービスについて、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。 施設の管理の都合により、利用者の生活を不当に制限していないか。	平18厚令177第3条第2項 昭23厚令63第2条
1 利用者支援の充実	(1) 個別支援計画は、適切に策定されているか。 ア 個別支援計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び利用者本人等の希望に基づいて策定されているか。 また、個別支援計画は、利用開始後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、定期的に見直しが行われているか。 イ 個別支援計画は、その責任者等	平18厚令177第3条第1項、第18条 昭23厚令63 <u>第52条、第61条、第64条、第71条</u>	1 利用者支援の充実	(1) 個別支援計画は、適切に策定されているか。 ア 個別支援計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び利用者本人等の希望に基づいて策定されているか。 また、個別支援計画は、利用開始後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、定期的に見直しが行われているか。 イ 個別支援計画は、その責任者等	平18厚令177第3条第1項、第18条

	<p>により、医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。</p> <p>ウ 利用者の支援に関する記録等は整備されているか。</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 医学的管理は、適切に行われているか。</p> <p>ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。</p> <p>イ サービスの種別、定員の規模に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。(必要な日数、時間が確保されているか。)</p> <p>また、個々の利用者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 家族との連携に積極的に努めているか。</p> <p>また、利用者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。</p> <p>相談に対して適切な助言、援助が行われているか。</p> <p>(9) ～ (11) (略)</p>	<p>平18厚令177第31条 昭23厚令63第12条、<u>第56条、第60条、第66条、第70条</u> 平18厚令177第11条 昭23厚令63<u>第49条、第58条第4項、第63条</u></p> <p>(略)</p> <p>平18厚令177第30条第3項 昭23厚令63<u>第54条、第61条、第65条、第71条</u></p> <p>(略)</p>
	<p>により、医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。</p> <p>ウ 利用者の支援に関する記録等は整備されているか。</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 医学的管理は、適切に行われているか。</p> <p>ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。</p> <p>イ サービスの種別、定員の規模に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。(必要な日数、時間が確保されているか。)</p> <p>また、個々の利用者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 家族との連携に積極的に努めているか。</p> <p>また、利用者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。</p> <p>相談に対して適切な助言、援助が行われているか。</p> <p>(9) ～ (11) (略)</p>	<p>平18厚令177第31条 昭23厚令63第12条、<u>第62条、第70条</u></p> <p>平18厚令177第11条 昭23厚令63<u>第49条第2項、第3項、第7項、第61条第5項、第69条第4項、第5項、第73条第2項</u> (略)</p> <p>平18厚令177第30条第3項 昭23厚令63<u>第53条、第58条、第63条、第71条</u></p> <p>(略)</p>

2 利用者の生活環境等の確保	(12) <u>虐待の防止に努めているか。</u>	<u>平18厚令177第3条第3項</u> <u>昭23厚令63第9条の2</u>
	(障害者支援施設等固有の利用者支援) (1) (略)	(略)
	(2) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、 <u>就労移行支援又は就労継続支援B型</u> の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。	平18厚令177第22条第2項
	(3) 児童福祉施設においては、児童に対する処遇が適切になされているか。 ア 基本的な生活習慣の自立に向けた取組がなされているか。	昭23厚令63第50条、 <u>第61条</u> 、 <u>第64条</u> 、 <u>第71条</u>
	イ～ウ (略) エ 発達心理学的処遇は、適切に行われているか。 オ～キ (略)	昭23厚令63第55条、 <u>第59条</u> 、 <u>第67条</u>
施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。 ア～ウ (略)	平18厚令177第10条 昭23厚令63第48条、 <u>第57条</u> 、 <u>第62条</u> 、 <u>第68条</u>	

2 利用者の生活環境等の確保	(障害者支援施設等固有の利用者支援) (1) (略)	(略)	平18厚令177第22条第2項	
	(2) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は <u>就労移行支援</u> の提供に当たっては、利用者に対し、 <u>その有する能力を活用することにより</u> 、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。			
	(3) 児童福祉施設においては、児童に対する処遇が適切になされているか。 ア 基本的な生活習慣の自立に向けた取組がなされているか。			昭23厚令63第50条、 <u>第57条</u> 第1項、 <u>第63条</u> 、 <u>第71条</u>
	イ～ウ (略) エ 発達心理学的処遇は、適切に行われているか。 オ～キ (略)			昭23厚令63第54条、 <u>第59条</u>
	施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。 ア～ウ (略)			平18厚令177第10条 昭23厚令63第48条、 <u>第55条</u> 、 <u>第60条</u> 、 <u>第68条</u> 、 <u>第72条</u>

<p>3 自立、自活等への支援援助</p>	<p>利用者個々の状況等を考慮し、サービスの種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型</u>において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。</p> <p>(3) <u>就労移行支援又は就労継続支援B型</u>の提供にあたって、公共職業安定所等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて実習の受入先を確保し又は確保に努めているか。</p> <p>(4) <u>就労移行支援又は就労継続支援B型</u>の提供にあたって、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援し又は支援に努めるとともに、関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。</p> <p>(5) <u>就労移行支援又は就労継続支援B型</u>の提供にあたって、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続し又は継続に努めているか。</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
-----------------------	--	--

<p>3 自立、自活等への支援援助</p>	<p>利用者個々の状況等を考慮し、サービスの種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>生活介護又は就労移行支援</u>において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護又は就労移行支援ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。</p> <p>(3) <u>就労移行支援</u>の提供にあたって、公共職業安定所等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて実習の受入先を確保しているか。</p> <p>(4) <u>就労移行支援</u>の提供にあたって、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援するとともに、関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。</p> <p>(5) <u>就労移行支援</u>の提供にあたって、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
-----------------------	---	--

<p>第2 社会福祉施設運営の適正実施の確保</p> <p>1 施設の運営管理体制の確立</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(6) 児童福祉施設関係 学校を卒業した入所児童の適性、能力等に応じた職業指導が行われているか。</p> <p>健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づき必要な職員が確保されているか。</p> <p>(5) ~ (10) (略)</p>	<p>昭23厚令63第51条、<u>第61条</u></p> <p>(略)</p> <p>平18厚令177第11条 昭23厚令63第49条、<u>第58条、第63条、第69条</u></p> <p>(略)</p>
---	--	--

<p>第2 社会福祉施設運営の適正実施の確保</p> <p>1 施設の運営管理体制の確立</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(6) 児童福祉施設関係 学校を卒業した入所児童の適性、能力等に応じた職業指導が行われているか。</p> <p>健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づき必要な職員が確保されているか。</p> <p>(5) ~ (10) (略)</p>	<p>昭23厚令63第51条、<u>第57条第2項、第63条、第71条</u></p> <p>(略)</p> <p>平18厚令177第11条 昭23厚令63第49条、<u>第56条、第61条、第69条、第73条</u></p> <p>(略)</p>
---	--	--